

第3部 平成18年度に講じる主な環境保全施策

基本方針

今日の環境問題は、廃棄物処理、生物多様性の維持への懸念、地球温暖化など様々であり、こうした問題に対応し、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続可能な社会、自然と人との共生する社会を構築していくためには、県民、事業者、行政が、それぞれの役割と責務を正しく認識し、協働していく必要がある。

こうしたことから、今後の目指すべきビジョンと各主体のとるべき行動を示した「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」(平成16年4月施行)に基づき平成17年3月に、「石川県環境総合計画」を策定し、目標の達成に向けた取組みを進めてきたところである。

18年度は、なかでも循環を基調とした社会の構築に向けこの計画をもとに、より一層の取組みの充実を図るため、循環型社会推進室を設け、地球温暖化防止活動や排出抑制、再使用、再生利用を積極的に進めることとしている。また、大気環境の保全や廃棄物の適正処理を積極的に進めることはもとより、上水道から生活排水処理に至るまでの健全な水環境の保全を進めることとしている。

自然と人との共生に向けては、自然との交流促進、希少な野生動植物の保護等生物多様性の確保、野生鳥獣の保護管理などを進めることとしている。

以上を基本として、平成18年度においては、次の7本を柱に環境にやさしい社会形成を推進する。

- 1 計画の推進体制と進行管理
- 2 生活環境の保全
- 3 循環型社会の形成
- 4 自然と人との共生
- 5 地球環境の保全
- 6 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進
- 7 環境に関する知識、知恵、情報等の集積と活用

第1章 計画の推進体制と進行管理

平成16年3月に制定した「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の目指すところを具体化するための行動計画である「環境総合計画」(平成17年3月策定)で設定した132項目の行動目標達成に向け着実に施策を進めている。

施策の推進にあたっては、毎年行動目標の進捗状況を点検のうえ環境審議会に報告し、評価を受けるとともに環境白書で公表し、広く意見をいただきながら新たな施策に反映していく、いわゆるPDCAサイクルによって体系的に取り組んでいくこととしている。

- | | |
|--|---|
| <p>1 環境審議会、環境施策調整会議の開催 [環境政策課循環型社会推進室・廃棄物対策課]
.....4,292千円
石川県環境審議会及び県庁各部署の横断的な推進体制である環境施策調整会議を開催し、環境総合計画の着実な推進を図っていく。</p> <p>2 環境白書の発行 [環境政策課循環型社会推進室]
.....2,361千円
本県の環境の現状評価と対策及び環境総合計画の進捗状況を明らかにした環境白書を発行する。</p> <p>3 “ 県民エコライフ大作戦 ” の全県的实施 [環境政策課循環型社会推進室]
.....4,000千円
環境総合計画が目標としている、平成22年時点の二酸化炭素排出量7.8%削減(平成13年度比)に向け、県民、事業者、NPO、学校等あげてエコライフを実践する。
・実施期間：平成18年9月4日～10日(予定)
・実施手順：</p> | <p>・「取組みシート」に基づき、温暖化防止活動に取り組む</p> <p>・取組み結果を、団体、市町を通じて、または直接県に報告</p> <p>・県では、取組状況をとりまとめ、県のホームページ等に掲載</p> <p>・取組みを通じて、いしかわ家庭版環境ISOの取組み家庭倍増、いしかわ地域版環境ISO取組み地域での重点的なレジ袋削減を図る</p> <p>4 産学民官の連携による環境保全活動の取り組み促進 [環境政策課循環型社会推進室]
.....1,000千円
産学民官連携による環境保全活動の推進母体として、取組み意欲の高い事業者、大学、NPOのネットワークを設置し、新たな連携活動を創出・普及する。
・環境活動連携交流会(事業者、NPO、大学によるネットワーク)の開設
・環境活動連携交流フォーラムの開催</p> |
|--|---|

第2章 生活環境の保全

ふるさとの環境の保全・保護が地域の個性を磨くうえでも重要であることから、石川の良好で恵み豊かな環境を次の世代に継承すべく、水環境の保全や産業廃棄物の適正処理など、地域環境の保全に積極的に取り組む。

- | | |
|---|--|
| <p>1 流域全体として捉えた水環境の保全
(1) 健全な水環境の保持</p> | <p>ア 地盤沈下等対策事業 [水環境創造課]
.....8,792千円</p> |
|---|--|

七尾地域、金沢・手取地域において地盤沈下の状況を監視し、適正な防止対策を講ずるための資料とする。

イ 地下水保全対策事業 [水環境創造課]
.....4,942千円

手取川扇状地などの金沢平野における地下水は、県民生活や事業活動にとって欠くことのできない貴重な資源であることから、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づいて、次の措置を講じ、この地域の地下水量の保全に努めていく。

- ・地下水使用合理化計画書の提出義務化
金沢・手取地域 年間揚水量40万m³を超える事業所・工場
- ・揚水量報告による地下水利用状況の把握
七尾地域
吐出口断面積12cm²を超えるもの
金沢・手取地域
吐出口断面積50cm²を超えるもの

ウ 水道施設整備事業 [水環境創造課]
.....15,188千円

水道未普及地域の解消と水道水の安定供給を図るため、水道事業者が行う簡易水道等施設整備事業に対して助成する。

(2) 良好で安全な水質の保全

ア 水質環境基準等監視調査事業 [水環境創造課]
.....27,981千円

人の健康の保護や生活環境を保全するため、県内全域における公共用水域の水質状況を継続して常時監視する。

- ・監視対象：河川、湖沼、海域、地下水

イ 排水基準監視指導事業 [水環境創造課]
.....3,485千円

水質汚濁防止法の特定事業場について、排水基準の遵守状況を監視指導する。

ウ 低コスト生活排水処理構想推進費 [水環境創造課].....3,263千円

生活排水処理施設について、地域の状況（処理人口、家屋密度）に応じた効率的かつ効果的な整備を図るためのマニュアルを策定し、施設整備を推進するとともに、その効果を最大限に発揮するため接続の促進を図る。

(ア) 各集落のミニ集会開催への支援、県主催によるフォーラムの開催等

(イ) 市町を対象とした設計・施工マニュアル及び維持管理マニュアルの講習会の開催

(ウ) 市町を対象とした生活排水処理施設選定マニュアル及び選定事例を活用した説明会の開催

(エ) 市町を対象とした接続促進対策マニュアルを作成し説明会を開催

エ 生活排水処理施設整備普及促進費 [水環境創造課]
.....451,706千円

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活排水処理施設整備の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的に、市町が実施する生活排水処理施設整備事業に対し、補助を行い快適な住環境づくりを図る。

生活排水処理施設整備普及促進費補助金の概要
補助対象

- ・公共下水道事業では、整備率の低い市町生活排水処理重点地域：
下水道処理人口整備率60%以下かつ汚水処理人口整備率80%以下を対象
生活排水処理重点地域以外：
下水道処理人口整備率50%以下かつ汚水処理人口整備率80%以下を対象
- ・農業集落排水等及び浄化槽整備は、全市町を対象とする。

補助金の算定

補助金額 = 増加処理人口 × 基準額（円/人）

基準額は49千円/人

補助金の交付は、事業実施年度の翌年度から8年に分割し交付

オ 浄化槽普及推進費 [水環境創造課]
.....45,825千円

柴山潟、木場潟、河北潟、七尾南湾の汚濁の著しい閉鎖性水域の水質浄化及び生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置者に補助する市町に対し助成する。

カ 農業集落排水整備事業費 [水環境創造課]

.....493,211千円

農村生活環境の改善を図るために、農業集落排水施設の整備を推進し、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。

対象事業：加賀市三谷地区ほか18地区

補助率：国 50%、市町 50%

キ 漁業集落排水整備事業費 [水環境創造課]

.....100,776千円

漁村における生活環境の改善を図るために、漁業集落排水施設の整備を推進し併せて公共用水域の水質保全に寄与する。

対象事業：穴水町鹿波漁港ほか2漁港

補助率：国 50%、市町 50%

ク 流域下水道事業費（特別会計）[水環境創造課]

.....2,815,185千円

都市における生活環境の改善を図るために、下水道の整備を推進し、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。

・ 梯川処理区建設費 475,700千円

・ 梯川処理区管理費 356,207千円

・ 大聖寺川処理区建設費 61,200千円

・ 大聖寺川処理区管理費 297,707千円

・ 犀川処理区建設費 147,000千円

・ 犀川処理区管理費 533,228千円

ケ 安全で安定した水道水確保事業 [水環境創造課]

.....4,296千円

将来にわたって安全でおいしい飲料水を確保するため、「石川県水道水質管理計画」に基づき、主要な水源の水質監視を実施するとともに、水道事業者の水質検査の徹底を指導し、水質管理の充実を図る。

コ 環境技術実証モデル事業 [水環境創造課]

.....4,810千円

平成15年度から河北潟において実施してきた発生源別の汚濁負荷量調査の結果を踏まえ、水質浄化効果のある技術（2技術）を民間から公募・選定し、その実証実験の結果に基づき、技術の適用可能性を検証する。

2 大気（悪臭、騒音等を含む）、土壌

(1) 大気環境の保全

大気汚染監視事業 [環境政策課]

.....116,706千円

石川県大気汚染監視システム及び七尾大気監視システムによる大気汚染常時監視の円滑な運用を図るため、システム及び測定機器類の保守管理等を適正に行うとともに、有害大気汚染物質の環境モニタリング調査を実施するほか、石綿の飛散防止の徹底を図る。

- ・ 監視網の内容：環境大気測定局17局、自動車排出ガス測定局2局、発生源監視局1局、無線中継局1局、移動測定局1局
- ・ 測定機器等の整備：大気監視テレメータ子局、二酸化硫黄自動測定機、窒素酸化物自動測定機、オキシダント自動測定機、風向風速計
- ・ 調査する有害大気汚染物質：ベンゼン、トリクロロエチレン等19物質
- ・ 石綿規制指導：石綿の飛散防止を図るための立入調査の実施等

(2) 騒音防止対策の推進 [環境政策課]

.....14,666千円

小松空港周辺において、国、市町と連携し、継続して航空機騒音を測定する。

また、自動車交通騒音については、騒音規制法に基づき地理情報システム（GIS）を用いたシミュレーションソフトを活用し、環境基準を達成している住居等の戸数とその割合を把握して、幹線道路における騒音レベルの面的評価を行う。

さらに、北陸新幹線の工実施計画の認可に伴い沿線住民の生活環境の保全を図るため、環境基準の地域類型を当てはめる。

3 化学物質関係

(1) ダイオキシン削減対策

ア ダイオキシン類環境調査事業 [環境政策課・水環境創造課]

.....10,854千円

大気、水質、土壌等の汚染状況の常時監視をダイオキシン類測定計画に基づき実施する。

(ア) 一般環境調査

- ・大気調査 6地点
- ・水質調査 22地点
- ・底質調査 22地点
- ・地下水調査 10地点
- ・土壌調査 10地点
- (イ) 発生源周辺調査
 - ・大気調査 4地点
 - ・土壌調査 12地点
- イ RDF広域化推進事業 [廃棄物対策課]
 -10,000千円
 - 能登地域RDF化計画により廃止となった既存ごみ焼却施設の起債償還額に対して助成する。
- (2) 化学物質汚染防止対策の推進
 - ア 環境ホルモン対策の推進 [環境政策課]
 -536千円
 - 環境ホルモンによる人の健康や野生生物への影響が懸念されており、国では関係省庁が連携しながら広範な調査研究を行っている。
 - 県では、今後示されると思われる国の基準等の設定に迅速かつ適切に対処するため、主要7河川において環境モニタリング調査を継続して

実施し、知見の集積に努める。

イ 化学物質等環境汚染対策事業[環境政策課]
2,567千円
 生物や人体に影響を与える化学物質について、環境中における残留状況や汚染状況等の実態を調査し、環境安全対策の資料とする。

4 環境美化、修景、景観形成

本県の良い自然環境や景観を保全するため、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の普及を図り、空き缶等の投棄の禁止や散乱防止を推進するとともに、花や緑の植栽に配慮するなど、修景に努める。

5 開発行為に係る環境配慮

道路の建設等一定規模以上の開発事業について、環境影響評価法、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づく環境影響評価制度の適正な運用を図るとともに、その他の開発行為についても環境配慮を進める。

第3章 循環型社会の形成

環境総合計画では、廃棄物の最終処分量を半減することを目標として掲げているが、この目標を達成するためには、廃棄物の排出抑制（リデュース）、製品等の再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進していく必要があり、そのための施策や具体的行動に取り組むこととしている。

そのうえで、現状の技術をもってしても3Rできずに最終処分せざるを得ない廃棄物については、適正に処分することが必要である。

さらに、産業廃棄物の不適正処理に対しては、法令及び「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づき、厳正に対処することとしている。

- 1 廃棄物等の排出抑制
 - (1) 企業・地域の廃棄物減量化推進事業費 [廃棄物対策課]
 -2,119千円
 - 事業所における廃棄物の排出抑制やリサイクルの徹底に向けて、産業廃棄物の種類ごとの「排出抑制・減量化マニュアル」を策定し、関

連業界に対して周知を図るとともに、地域におけるゴミ減量化を推進するため、市町が実施する廃棄物の減量化対策に対し支援する。

- (2) 産業廃棄物排出実態調査 [廃棄物対策課]
 -2,175千円
 - 排出事業者等に対して産業廃棄物の排出実態調査を行い、産業廃棄物の最新の動向を常に把

握し、産業廃棄物の適正処理に資する基礎資料とする。

(3) キッチンリサイクルスタートアップ支援事業 [環境政策課循環型社会推進室]

.....500千円

地域が主体的に取り組む生ゴミリサイクルの仕組みづくりを支援し、生ゴミの減量化・資源化を推進する。

(4) 啓発セミナーの開催 [環境政策課循環型社会推進室]

.....400千円

県民・事業者に対し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の具体的な行動や先進事例等の紹介を行い、ゼロエミッションの普及啓発を図る。

2 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

(1) 循環型社会推進施設整備事業 [廃棄物対策課]

.....20,000千円

リサイクルを推進するため、「石川県ごみ処理の広域化計画」に基づき市町等が行うリサイクルセンター等の施設整備に対し助成を行う。

(2) 自動車リサイクル普及促進事業 [廃棄物対策課]

.....200千円

自動車リサイクル法の施行に伴い、解体業者、破砕業者等に対する許可事務や指導により使用済み自動車の適正な処理体制の確立を図る。

(3) 石川県リサイクル製品認定事業 [環境政策課循環型社会推進室]

.....1,005千円

リサイクル製品の認定を行うことにより、リサイクル製品の利用拡大とリサイクル産業の育成を図るとともに、廃棄物の再資源化に資する。

(4) リサイクル型社会構築普及啓発事業 [環境政策課循環型社会推進室]

.....4,675千円

循環型社会の構築を目指し、県民、事業者に対してリサイクルへの理解と実行を促進していくために、テレビ・ラジオスポット放送を実施する。

3 適正な処分

(1) 産業廃棄物処理推進事業 [廃棄物対策課]

.....6,730千円

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づき産業廃棄物処理施設に係る事前審査、設置許可申請に係る審査、県外からの産業廃棄物の搬入協議等を行い、産業廃棄物の秩序ある処理体制を確立する。

(2) 産業廃棄物排出事業者適正処理指導事業 [廃棄物対策課]

.....2,055千円

産業廃棄物の多量排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づく処理計画策定の指導や廃棄物対策についての講習会を開催し、廃棄物の減量化等を推進する。

(3) PCB廃棄物処理対策事業 [廃棄物対策課]

.....19,600千円

県内のPCB廃棄物の適正処理を推進するため、保管事業者に対する届出の徹底や適正な保管を指導するとともに、中小企業者のPCB廃棄物処理を促進するため独立行政法人 環境再生保全機構に設置されたPCB廃棄物処理基金に対し、国の定めた基準に基づき出捐を行う。

(4) 産業廃棄物処理施設整備資金融資事業 [廃棄物対策課]

.....(予算881千円)

新規融資枠10億円

産業廃棄物処理施設を設置する意欲のある事業者に対し融資を行い、廃棄物を適正に処理するための施設整備を積極的に誘導することにより、生活環境の保全を図る。

・融資限度額

最終処分場：500,000千円

焼却施設：100,000千円

・金利：年1.80%（平成18年4月現在）

4 不適正処理の防止

(1) 不法投棄等不適正処理防止対策の推進 [廃棄物対策課]

.....18,209千円

・南加賀、石川中央、能登中部、能登北部の

各保健福祉センターに産業廃棄物監視機動班を配置（4保健福祉センターでの監視体制）

- ・市町職員の県職員併任制度による不適正処理事案の早期発見
- ・不法投棄等連絡員設置に対する助成
- ・スカイパトロール、県境における車輛路上検査の実施 等

(2) 不適正処理産業廃棄物を除去するための基

金の造成〔廃棄物対策課〕

.....15,000千円

不法投棄等された産業廃棄物のうち、廃棄物処理法に基づく行政代執行が困難なため放置されたままになっている廃棄物の除去を促進し、地域の環境の修復を図るため、石川県産業廃棄物協会が創設する「環境修復基金（仮称）」に助成する。

第4章 自然と人との共生

豊かな自然を県民共有の財産として後世に継承し、また、潤いのある生活環境を維持・創出するため、本県の多様な自然環境や美しい自然景観を適切に保全し、自然と人が共生するいしかわづくりを進める必要がある。

このためには県民の理解を深めることが重要であり、自然との多彩な交流を進め、自然公園など自然にふれあえる場の充実と、いしかわ自然学校の更なる推進に努める。

また、人と野生生物との共存を進めるため、希少な野生動植物の保護や生息環境の保護復元など生物多様性の確保を進めるとともに、野生鳥獣の保護管理を推進する。

1 地域の特性に応じた自然環境の保全

(1) ふるさとの里山再生推進事業〔自然保護課〕

.....1,700千円

「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づき、里山の土地所有者と里山活動団体が締結する里山保全再生協定を認定・支援する。平成18年度は、協定を認定した里山活動団体に対する初期活動経費の助成や里山リーダーや動植物の専門家などの指導者を派遣する。

(2) 白山の自然啓発推進事業〔白山自然保護センター〕

.....17,758千円

中宮展示館、ブナオ山観察舎、市ノ瀬ビクターセンター、白山国立公園センターなど、白山国立公園の諸施設で展示や自然観察会の開催等の普及啓発活動を行う。

また、白山の地質、人文、動植物などに関する調査研究活動を推進する。

(3) 温暖化影響検出のモニタリング調査〔白山

自然保護センター〕

.....2,102千円

温暖化の進行により、クロユリの開花日は早まり、雪渓の規模が小さくなると予想されることから、クロユリの開花日のモニタリング調査や千蛇ヶ池の雪渓規模の調査を行い、温暖化影響の検出と進行状況を把握する。

(4) 海の自然普及啓発推進事業〔自然保護課〕

.....56,952千円

のと海洋ふれあいセンターにおいて、海の調査研究活動を進めるとともに、多彩な生きものたちとのふれあいを通し、海の自然への理解を深め、海を愛する心を育てる場として、スノーケリングスクールなどの普及啓発活動を推進する。

2 生物多様性の確保

(1) 野生動植物の保護対策事業〔自然保護課〕

.....1,700千円

「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づき、特に保護の必要性の高い動植物を石川県指定希少野生動植物種に指定し、捕獲等に対する規制を行うなど、希少種の保護対策を推進するとともに、生態系に悪影響をもたらす外来種の実態把握を進めるなど、生物多様性の確保に努める。

(2) いしかわレッドデータブックフォローアップ調査事業 [自然保護課]

.....2,153千円

「いしかわレッドデータブック」(H11)に掲載されている絶滅危惧種等の現状を把握するためのモニタリング調査や、水域の生態系保全調査を行うとともに、小中学校や県民の参加による希少種の分布状況調査を実施する。

(3) アベサンショウウオ調査委託事業費

.....1,000千円

平成17年1月に生息が確認されたアベサンショウウオについて、環境省の委託を受け、17年度に引き続き、分布および生息状況の調査を実施する。

(4) 希少野生動植物保全対策事業 [自然保護課]

.....2,073千円

希少な野生動植物を適切に保全し、将来へ継承していくため、絶滅の危機に瀕している動植物の保護復元等の事業を行う市町に対して助成する。

(5) トキ分散飼育受入条件調査事業 [自然保護課]

.....4,700千円

国のトキ保護増殖事業計画が変更(H16)され、分散飼育を将来的に検討する方針が出されたことから、本州最後のトキの生息地である石川県として、分散飼育の受入に必要な条件について調査検討する。

(6) 砂浜海岸の生態学的基礎調査事業 [自然保護課]

.....2,500千円

砂の粒度(直径)と渡り鳥の餌となる生物の関係を把握することにより、シギ・チドリ類等の採食・中継地として重要な砂浜海岸の環境保全施策に反映させる。

(7) 白山地域高山植物等保全技術研究事業 [白山自然保護センター]

.....5,000千円

白山地域に生育する絶滅のおそれのある高山植物を対象に、植生復元技術等の開発を図るため、自然条件下での発芽・馴化試験等を実施し、白山の自然保護・保全に資する。

(8) 白山外来植物対策事業 [白山自然保護センター]

.....1,020千円

高山帯における外来種対策として、ボランティアの協力を得て除去作業等を実施するとともに、希少種への影響を調査するため、遺伝子レベルでの研究を実施する。

また、山地帯において林道工事や法面の緑化工に伴い入り込んできた外来植物の現状把握のための調査を実施する。

3 野生鳥獣の保護管理の推進

(1) 人と野生鳥獣との共生推進事業 [自然保護課・白山自然保護センター]

.....7,600千円

クマの保護管理のための生息数、分布の現状を明らかにするとともに、人とクマの共生を目指すための検討会を開催し、現行の特定鳥獣保護管理計画を見直す。

ア 緊急生息数調査、放獣試験、エサ資源調査及びクマの毛根部のDNA分析による生息状況調査を実施し、検討会を開催する。

イ クマと人の共生のあり方について県民の合意を図るために、クマ問題に関するシンポジウムや観察会、ボランティアによるクマはぎ防止ネット巻き等の活動を実施する。

ウ 人里等での農作物被害等を防止・抑制するため、レンタカウ等によるクマ・イノシシとの住み分け総合モデル事業を実施する。

(2) 里山荒廃がクマに与える環境影響調査 [白山自然保護センター]

.....2,500千円

クマの異常出没の原因の一つとされる里山の

荒廃状況は、人間活動の強弱と深く関わる。このため人間活動の強弱の違う調査地域を選定し、里山の荒廃程度と身近な生き物の生息状況との関連を調査分析し、里山の環境整備対策の基礎資料とする。

(3) サル保護管理対策基礎調査事業 [白山自然保護センター]

.....453千円

平成13年度に策定した特定鳥獣保護管理計画に基づき、サルの生息状況、捕獲個体調査を実施し、適切な保護管理を推進する。

(4) 鳥獣保護思想普及事業 [自然保護課]

.....737千円

愛鳥週間（5月10日～16日）を中心に愛鳥モデル校の指定、探鳥会、ポスターコンクール等を実施するとともに、ブナオ山観察舎等における野生鳥獣の紹介、展示などにより鳥獣保護思想の一層の普及を図る。

(5) 野生動物とのふれあい施設利用促進事業 [自然保護課・白山自然保護センター]

.....660千円

人と野生動物とのふれあいを図り、自然を大切にすることを育むための施設（河北潟野鳥観察舎、ササゴイの池野鳥観察舎、ブナオ山観察舎等）の利用の促進を図る。

4 自然とのふれあいの推進

(1) 「いしかわ自然学校」の推進 [自然保護課・白山自然保護センター]

.....19,253千円

「自然と人との共生するいしかわ」をつくるため、県、市町、民間団体、事業者等が相互に連携し、県内各地の自然を活かした様々な自然体験の「場」、「プログラム」、「指導者」を提供する「いしかわ自然学校」を推進する。

なお、本事業は、「いしかわ子どもすくすくプラン」における自然体験の中核事業と位置づけ、部局横断的な展開を図るものであり、他部局の分を含めた平成18年度の総事業費は約4千6百万円となっている。

ア 民間と行政との連携・パートナーシップによる「いしかわ自然学校」の運営を円滑

に行うため、自然学校事務局を県民エコステーション内に置き、事業実施機関等からなる協議会の設置や運営・推進体制の強化、プログラムの充実を図るとともに、下記のイ、エ、オ及び広報等の事業を行う。

イ いしかわ自然学校の普及及び指導者や関係団体等の交流・ネットワークづくりを目的とした「いしかわ自然学校まつり」等を開催する。

ウ 白山自然保護センター、のと海洋ふれあいセンター、夕日寺健民自然園などの拠点施設において「白山まるごと体験教室」や「里山保全ワーキングホリデー」などの自然体験プログラムを実施する。

エ 指導者の資質向上と拡充を図るため、「インストラクタースクール」を開校し小学校教員などを対象としたインタープリターセミナー（教育委員会との連携）や安全で質の高いプログラムの企画から管理運営までを行うことのできる指導者の養成講座を実施する。

オ 民間団体等が実施する「エコロジーキャンプ」や学校・公民館などが主催する自然教室に指導者を派遣する。

(2) 夕日寺健民自然園整備事業 [自然保護課]

.....52,153千円

夕日寺健民自然園をモデルとなる里山学校として充実するため、拠点施設等を整備する。本年度は、里山保全活動の拠点となる茅葺民家の里山センター（仮称）移築工事の完了、トイレ・基幹設備の整備、来年度整備予定の体験工房の実施設計を行う。

第5章 地球環境の保全

地球温暖化防止対策を進めるため、本県では、「環境総合計画」の中に温暖化防止のための行動目標と具体的取組みを掲げ、県民、事業者、行政の協働によって、2010年までに2001年比7.8%の二酸化炭素の排出抑制を図る。

また、本県がこれまで蓄積してきた環境対策に関するノウハウを活かしながら、地球環境の保全に関する人的及び技術的な交流等国際環境協力を推進する。

1 地球温暖化防止1,277千円
(1) 県民、事業者等による二酸化炭素の排出抑制	県内に所在するエネルギーの使用の合理化に関する法律により指定された第2種エネルギー管理指定工場に対し、省エネ診断等を実施し、事業所における地球温暖化防止活動を推進する。
地域や家庭、学校における自主的な環境保全の取組みを支援するため、次の事業を行う。	
ア 地域版・家庭版・学校版環境ISO推進事業 [環境政策課循環型社会推進室]	エ 住宅用太陽光発電システム設置補助事業 [環境政策課循環型社会推進室]
.....3,389千円24,300千円
地球温暖化防止対策を推進するため、県民一人ひとりの努力が必要であることから、「いしかわ地域版・家庭版環境ISO(地域・家庭における環境保全活動指針)」及び「いしかわ学校版環境ISO(学校における環境保全活動指針)」に基づき、自主的に環境保全活動に取り組む地域や家庭、学校を認定することにより環境ISOの普及に努める。	温室効果ガスの排出がない自然エネルギーの活用を図るため、市町と協調しながら当該システムの設置の推進を図る。
・地域版環境ISOの認定地域募集：6地域(公民館、町内会等单位)	(2) 県庁における二酸化炭素の排出抑制
・家庭版環境ISOの登録家庭募集：100世帯	「環境総合計画」に基づく県庁グリーン化率先行動として、県庁自らがごみの減量化やリサイクル、省資源・省エネルギーなど環境保全行動に努めることにより、県民・事業者等の意識啓発、環境保全対応の行動につなげる。
・認定校募集：5校	ア 県有施設のグリーン化 [環境政策課循環型社会推進室]
イ 地球温暖化防止モデル地域活動推進事業 [環境政策課循環型社会推進室]31,929千円
.....1,000千円	県有施設に省エネ設備を導入し、省資源・省エネルギー等を推進する。
地球温暖化防止活動推進員を中心に地域の住民・事業者・団体が協議・協力して組織的に温暖化対策に取り組む市をモデル的に補助し、もって地域における地球温暖化防止活動の積極的な取組みを推進する。	イ 省資源化等の推進 [環境政策課循環型社会推進室]
・補助箇所数：2市(補助金額：1市あたり500千円限度)2,765千円
ウ 省エネ指導員企業等派遣事業 [環境政策課循環型社会推進室]	(ア) 紙類のリサイクル推進
	各出先機関が参加しているオフィス・ペーパー・リサイクル「七尾」,「かなざわ」,「みなみかが」への加入を継続し、紙類のリサイクルを推進する。
	(イ) 節水装置の継続設置

出先機関（9施設）の男子トイレに導入している節水装置（114基）の設置を継続する。

ウ 県庁舎環境ISOの運営管理 [環境政策課循環型社会推進室]

.....1,788千円

平成17年11月に本庁舎、保健環境センター及び工業試験場を統合した環境マネジメントシステム（ISO14001）を一体的に運用することにより、県の実施する事業や事務活動から生ずる環境負荷の低減を図る。

2 地球環境の保全に向けた国際環境協力の推進

(1) 中国江蘇省・韓国全羅北道環境協力事業 [環境政策課循環型社会推進室]

.....766千円

中国江蘇省・韓国全羅北道との環境保全に関する行政手法等の検討会を江蘇省で実施する。

(2) 海外研修員受入事業 [環境政策課循環型社会推進室]

.....1,128千円

中国江蘇省から研修員1名を4ヶ月間受け入れし、本県の環境アセスメントや環境教育、環境に関する普及啓発等の行政手法の修得を図る。

(3) 中国江蘇省北部水質汚染対策支援事業 [環境政策課循環型社会推進室]

.....3,720千円

中国江蘇省南通市を対象とした有害物質による水質汚染対策への技術支援として、研修員1名（4ヶ月間）の受け入れ、及び県職員2名（約2週間）の派遣を行う。

(4) 日中韓環境教育シンポジウム協力事業 [環境政策課循環型社会推進室]

.....2,000千円

本県で開催される第7回日中韓環境教育専門家ワークショップに合わせ、国際的視野に立った環境教育の普及啓発を図るため、シンポジウムを開催する。

(5) 酸性雨調査事業 [環境政策課]

.....1,937千円

動植物の生育等への影響が懸念される酸性雨の実態を経年的に把握するため、調査を実施する。

・酸性雨実態調査地点：県保健環境センター（金沢市）

・陸水モニタリング：大畠池（倉ヶ岳）

・土壌・植生モニタリング：白山、宝立山、石動山

(6) 黄砂実態把握調査事業 [環境政策課]

.....196千円

黄砂について、粒径別の粉じん量を調査するとともに、有害物質が含まれていないかなどその成分を分析する。

・調査地点：県保健環境センター（金沢市）

第6章 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進

地球温暖化の防止や循環型社会の構築のためには、産業活動において、環境に配慮した取組みが必要ことから、企業等の事業活動における産業廃棄物の排出抑制や省資源・省エネルギーへの取組みを支援する。

1 環境に配慮した産業活動の推進

(1) 環境配慮型企业活動支援 [環境政策課循環型社会推進室]

.....4,392千円

環境配慮と経済的な利益の両立を目指す環境経営の取組みを本格化させるため、環境マネジメントシステム（ISO14001等）認証取得企業としての優れた「知恵と技」を有する企業等の

協力を得て、自主的、積極的に環境保全活動に取り組む企業を支援する。

ア 「いしかわ環境企業アカデミー」運営事業

「いしかわ環境企業アカデミー」による業種別環境企業講座、地区別環境企業研修会、シンポジウムを開催する。

イ いしかわグリーン企業表彰

環境マネジメントシステムを導入し、率先して環境保全活動に取り組み、その成果が顕著で他の模範となる企業を表彰する。

ウ 環境マネジメントの推進

環境マネジメント相談の受付け、環境に

やさしい企業活動のためのハンドブックの作成、配布

エ 講演会等の開催

県内事業者を対象に、環境マネジメントシステムに関する講演会、研修会を開催する。

(2) 環境保全資金融資事業 [環境政策課]

.....(予算795千円)

新規融資枠8億円

中小企業が行う環境保全のための投資に対し長期・低利の融資を行う。

・融資限度額：50,000千円

・金利：年1.80% (平成18年4月現在)

第7章 環境に関する知識、知恵、情報等の集積と活用

「環境総合計画」では、県民、事業者、行政の適切な協働関係のもとで、循環的改善の手法 (PDCAサイクル) をとり入れながら環境施策を総合的に推進することとしているが、推進にあたっては、環境に関する知識、知恵、情報等の収集、提供体制の整備を図るとともに、様々な場面での環境教育・学習の充実を図る。

1 環境情報交流サイトの構築・活用 [環境政策課循環型社会推進室]

.....15,000千円

県内に散在する環境情報を一元的に蓄積・提供するとともに、産学民官による環境連携活動を進めるための環境情報交流サイトを構築する。

次の機能を有したポータルサイト (いしかわ環境情報交流サイト) を構築

・データベース機能

蓄える情報等の例：企業の環境報告書、環境保全団体の活動報告書、大学・研究機関の研究報告書、学校の環境教育報告書等

・コミュニティ機能

コミュニティページを持つ団体例：企業の団体、環境NPO等、学校、大学、研究所、公民館、県民のグループ等

・地図表示機能

地図に表示される事項の例：企業や民間団体の環境活動、環境イベント、自然に親しむ施設、環境測定等の情報等

2 環境研究の推進

白山自然保護センターや保健環境センターをはじめとする公設研究機関や県内の大学等が連携して、環境保全に関する研究を進め、その成果が共有され、環境施策に反映されていくようにする。

3 すべてのライフステージにおける環境教育、環境学習の推進

県民エコステーション事業 [環境政策課循環型社会推進室]

.....27,639千円

県民、事業者、行政が協働して、環境に配慮した行動を実践していくための活動拠点として開設している「県民エコステーション」におい

て、次の事業を展開し、県民・事業者の自主的な環境保全活動を支援する。

ア 環境情報交流サロンの開設

環境講座受講者等による「環境情報交流サロン」を定期的に開催して、エコクッキング教室や生ゴミリサイクル教室などの実践活動の輪を広げていくとともに交流コーナーやサークル室等を活用した県民と環境保全団体との交流を推進する。

イ 環境情報の提供

県民・事業者に環境に関するイベント情報や人材情報などを提供するため、ホームページを充実するとともに、機関誌E-GAIA、自然と環境の総合情報誌、メールマガジンや環境ライブラリーを充実して環境情報を発信する。

ウ 県民環境講座の開催

地球環境、廃棄物、リサイクル、自然環境などについて、基礎コース、個別コース、リーダー養成コースに分け、体系的に環境問題への理解を深めてもらう。

エ 地球温暖化対策事業の推進

地域における地球温暖化防止対策を進めるため、石川県地球温暖化防止活動推進センターと連携して、地球温暖化防止対策の取り組みについての普及啓発活動を行う地

球温暖化防止活動推進員を対象とした普及促進技術の研修会を実施し、地域版・家庭版・学校版環境ISOの普及を図るとともに、家庭での具体的な二酸化炭素排出削減のためのエコクッキングの実践普及を行い、温暖化対策に取り組む家庭等の拡大を図る。

オ 普及啓発の実施

県民エコステーションにリサイクル製品など環境に配慮した製品の家庭やオフィスでの使用例を体験できる「エコルーム」を展示するとともに、次の事業を実施して、県民・事業者に環境への理解を深めてもらう。

(ア) いしかわ環境フェアの開催

(イ) こども環境啓発事業

(環境ミュージカルの上演)

(ウ) 移動式自動食器洗浄車の貸出

カ 団体の活動支援

主として環境保全を目的とする団体等が行う環境保全活動に要する経費に対し助成し、環境保全活動のすそ野を広げる。

キ 講師派遣事業

県民・事業者が実施する環境学習講座へ講師を派遣する。

(参考)

環境総合計画の構成

第1編 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画期間と目標年次
- 3 各主体の基本的役割
- 4 計画の構成
- 5 計画の推進体制と進行管理

第2編 計画推進のための取組

第1章 生活環境の保全

(1) 流域全体として捉えた水環境の保全

健全な水循環の保持

良好で安全な水質の保全

水辺環境の保全

(2) 大気(悪臭、騒音等を含む)、土壌

(3) 化学物質関係

(4) 環境美化、修景、景観形成

(5) 開発行為に係る環境配慮

第2章 循環型社会の形成

(1) 廃棄物等の排出抑制

(2) 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

(3) 適正な処分

(4) 不適正処理の防止

